

神奈川労働局管内
火災・爆発
労働災害発生状況
(平成24年～令和3年
過去10年間の状況)

神奈川労働局労働基準部安全課

労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等に、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること。 (労働安全衛生法第2条第1号)

事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に力するようにしなければならない。 (労働安全衛生法第3条第1項)

労働災害と事業者責任

(1) 安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。

事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任(民法第415条)が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするもの。」と規定しています。

(2) 事業者等の災害防止責任

法令違反と義務主体の責任

刑事上の責任

- ・労働安全衛生法:措置義務違反
- ・刑法:業務上過失致死傷
(罰則の適用)

行政上の制裁

- ・使用/作業停止
- ・入札停止
- ・営業停止
- ・企業名公表 等

民事上の責任

- ・労働契約法第5条
:労働者の安全への配慮
- ・民法第415条:債務不履行責任
- ・民法第709条:不法行為責任
- ・民法第715条:使用者責任

社会的制裁

- ・マスコミでの非難報道や風評
- ・信用失墜、顧客離れ
- ・経営不振→廃業

火災・爆発に係る主要労働安全衛生法関係

○労働安全衛生法

第25条の2 「事業者が講ずべき措置等」

○労働安全衛生規則

第4条 「安全管理者の選任」

第96条 「事故報告」

第248条 「高熱物を取り扱う設備の構造」

第256条 「危険物を製造する場合等の措置」

第260条 「エチレンオキシド等の取扱い」

第261条 「通風等による爆発又は火災の防止」

第262条 「通風等が不十分な場所におけるガス溶接等の作業」

第265条 「火災のおそれのある作業の場所等」

第267条 「油等の浸染したポロ等の処理」

第269条 「腐食防止」

第270条 「ふた板等の接合部」

第271条 「バルブ等の開閉方向の表示等」

第273条 「送給原材料の種類等の表示」

第273条の4 「緊急しや断装置の設置等」

第273条の5 「予備動力源等」

第274条 「作業規程」

第274条の2 「退避等」

第276条 「定期自主検査」

第278条 「安全装置」

第279条 「危険物等がある場所における火気等の使用禁止」

第283条 「修理作業等の適用除外」

第285条 「油類等の存在する配管又は容器の溶接等」

第286条の2 「静電気帯電防止作業服等」

第287条 「静電気の除去」

第288条 「立入禁止等」

第289条 「消火設備」

第290条 「防火措置」

第291条 「火気使用場所の火災防止」

第294条 「乾燥設備の構造等」

第296条 「乾燥設備の使用」

第299条 「定期自主検査」

第322条 「地下作業場等」

第382条の2 「可燃性ガスの濃度の測定等」

第382条の3 「自動警報装置の設置等」

第389条 「発火具の携帯禁止等」

第389条の2 「自動警報装置が作動した場合の措置」

第389条の2の2 「ガス抜き等の措置」

第389条の3 「ガス溶接等の作業を行う場合の火災防止措置」

第389条の4 「防火担当者」

第389条の5 「消火設備」

第389条の6 「たて坑の建設の作業」

第389条の9 「警報設備等」

第389条の10 「避難用器具」

第389条の11 「避難等の訓練」

第642条 「警報の統一等」

第678条 「警報及び標識の統一」

○高気圧作業安全衛生規則

第10条 「作業主任者」

第11条 「特別の教育」

火災・爆発に至った作業時の全体的な特徴

神奈川県労働局管内において、過去10年間における火災・爆発に至った作業時の全体的な特徴として、「スプレー缶」に関連した作業時の火災・爆発に至った件数が最も多く発生しており、42人中の10人（24%）の割合を占めていました。

- 「トラック車両のエンジンを稼働したまま修理作業中」
- 「車両整備完了後のパーツクリーナー（スプレー缶式）にて洗浄作業中」
- 「スプレー式塗料使用後の溶接作業中」
- 「スプレー缶内ガス抜き作業中」
- 「殺虫剤容器内ガス抜き作業中」
- 「スプレー式剥がし液使用しシュレッダー紙詰まり除去作業中」
- 「ラッカーシンナーにて塗膜ふき取り作業中（2人）」
- 「エアスプレーによる紙幣計数機清掃作業中」
- 「エアゾール缶のガス抜き作業中」

続いて、「乾燥設備」に関連した作業時において、42人中4人（10%）の割合を占めていました。

- 「乾燥設備内部乾燥作業中」
- 「実験室内で小麦粉を乾燥機投入しての実験作業中」
- 「乾燥設備から乾燥したもの（危険物第5類）を取り出し作業中」
- 「小型乾燥設備での加熱実験作業中」

「火災」は、「燃料（ガソリン）」の取扱い作業時に多く発生しています。

- 「工場内でモーターバイク整備作業中」
- 「発電機の燃料給油作業中」「給油施設内ガソリン取扱作業中」
- 「車両タンクからガソリン抜き取り作業中」

「爆発」では、「焼却設備」に関連した作業時に多く発生しています。

- 「焼却炉へ廃棄物投入作業中」
- 「焼却灰押出装置の排出シュート部点検口の乾燥焼却灰への散水作業中」

火災・爆発に至った作業時の主な原因

神奈川労働局管内において、過去10年間における火災・爆発に至った全体的な作業時の中で、最も多く発生していた「スプレー缶」に関連した作業時の主な原因としては、次のとおり。

- ①スプレー缶について、可燃性ガス等が充填されているにもかかわらず、火元近くで作業が行われていたこと。
- ②可燃性ガス等が充填されたスプレーを噴霧後、直後に機械設備を稼働させる電源スイッチを入れた際に発生したわずかなスパークが発生して着火等に至っていること。
- ③可燃性ガス等が充填されたスプレーを噴霧後、同一作業場内で溶接等火源を伴う作業が行われていたこと。

「火災」における、「燃料(ガソリン)」を用いた作業時の主な原因としては、次のとおり。

- ①「燃料(ガソリン)」については、引火性が高いものであるにもかかわらず、着火源のおそれのあるバッテリー、ストーブ等を付近に置いていたこと。
- ②「燃料(ガソリン)」を用いた作業時において、静電気を抑制するアースの措置が講じられていなかったこと。

「爆発」における、「焼却設備」に関連した作業時の主な原因としては次のとおり。

- ①廃棄物内に可燃性又は爆発性のおそれのあるものが混入しているか確認が不十分なまま投入していたこと。
 - ②焼却灰について、水を加えることによって可燃ガスとなる水素が発生するおそれがあるにもかかわらず、散水を行ったこと。
- ※ 共通の原因として、危険物・有害物等を取扱うにあたり、そのリスクが認識されていない若しくは著しく低く見積もられていることが伺われます。

過去10年間に最も多く発生した

火災・爆発における災害防止対策

神奈川労働局管内において、過去10年間における火災・爆発に至った全体的な作業時の中で、最も多く発生していた「スプレー缶」に関連した作業時の主な災害防止対策としては、次のとおり。

- ①可燃性ガス等が充填されているスプレー缶について、温度上昇により缶内部の温度が上がり、それにより爆発等の危険があることから火元となるものを近くに置かないこと。
- ②スプレー缶から発散された可燃性ガス等が滞留している状態では、機械設備を稼働させる電源スイッチを入れた際に発生したわずかなスパークが発生して着火等するおそれがあることから、換気等の措置を十分に講じること。
- ③同一作業場内において、可燃性ガス等が充填されたスプレーを使用して作業と溶接等火源を伴う作業は行わないこと。やむを得ず、同一作業場内で両作業を行わなくてはならない場合においては、溶接作業を行う周囲に火花飛散防止シートを設けるとともに、換気の措置を十分に講じること。

「火災」だけで見た場合、「燃料(ガソリン)」を用いた作業時の主な災害防止対策としては、次のとおり。

- ①「燃料(ガソリン)」については、引火性が高いことから、着火源のおそれのあるバッテリー及びストーブ等を付近に置かないこと。
- ②「燃料(ガソリン)」を用いた作業時において、静電気を防止するためアースの措置を講じること。

「爆発」だけで見た場合、「焼却設備」に関連した作業時の主な災害防止対策としては、次のとおり。

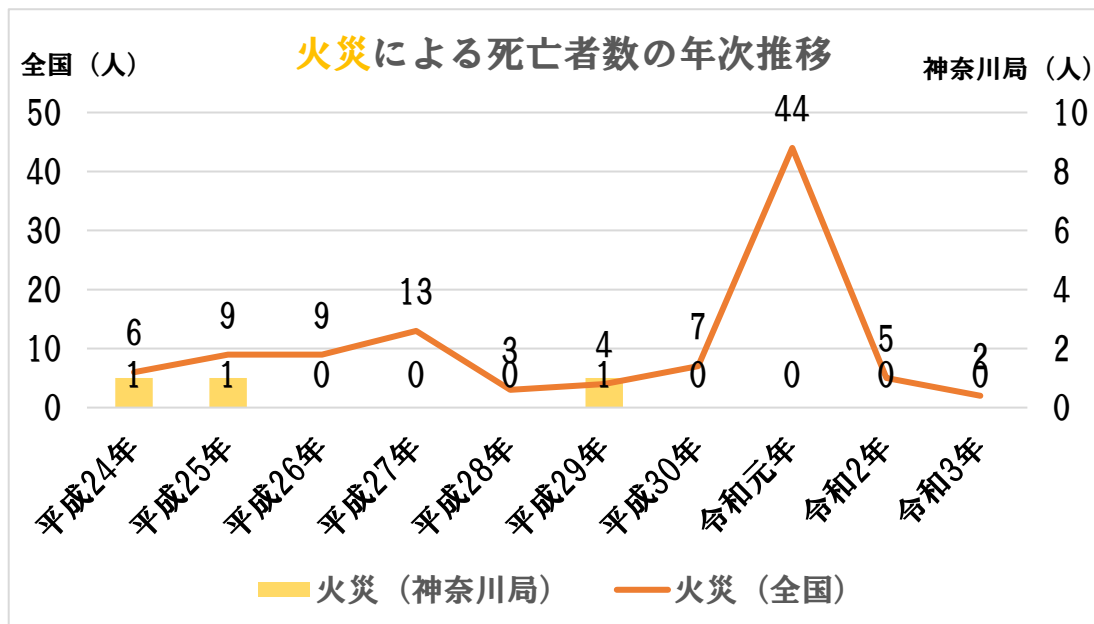
- ①廃棄物内に可燃性又は爆発性のおそれのあるものが混入しているか十分に確認を行うこと。
- ②焼却灰(金属アルミニウムが含まれる。)について、水と接触することで水素が発生し、温度が高いほど発生する水素の濃度が高くなる傾向があることから散水等は行わないとともに、温度が高くなるような環境を整えること。

※共通の対策として、危険物・有害物等を取扱うにあたり、そのリスクは除去若しくは十分に低減する必要があります。そのためには、事業場における自主的安全衛生活動の活性化は不可欠となります。

1-1. 火災に係る労働災害の過去10年間推移

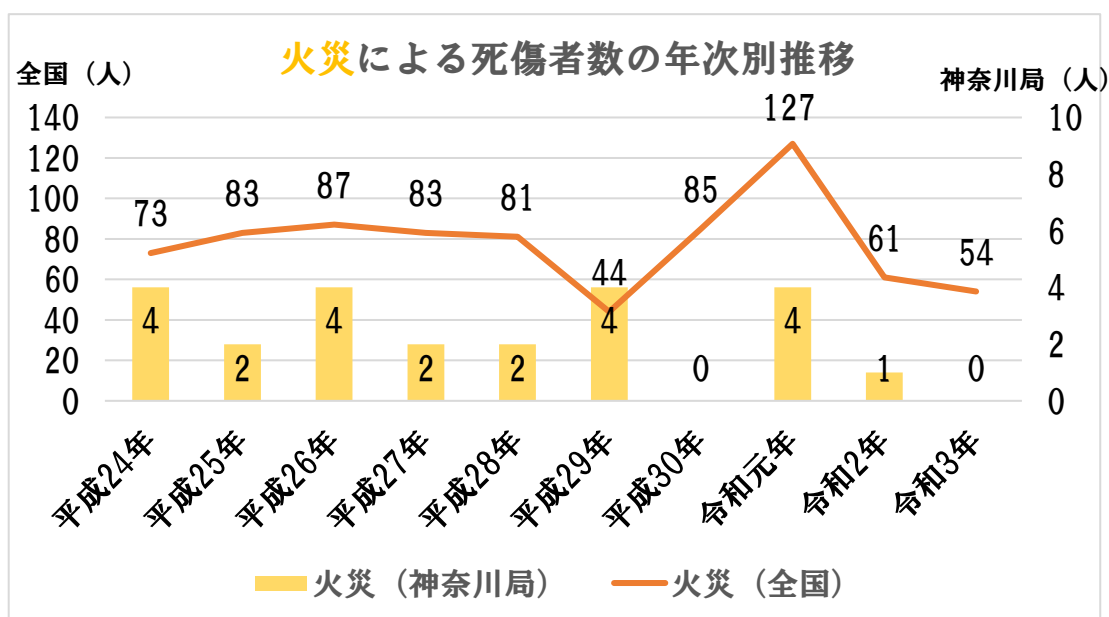
全国の火災による死亡者数については、平成24年に6人から平成27年には13人と増加傾向となり、平成28年には3人と減少がみられたものの、その後年々増加し、令和元年においては、京都府内で事業所建屋が放火され36人の労働者が犠牲になる等、大変痛ましい災害が発生しました。

神奈川労働局管内の火災による死亡者数は、平成24年1人、平成25年1人、平成29年1人のこれまで3人となっています。



全国の火災による死傷者数は、平成29年から3年連続で増加したが、その後は令和2年、令和3年と減少傾向が継続している。

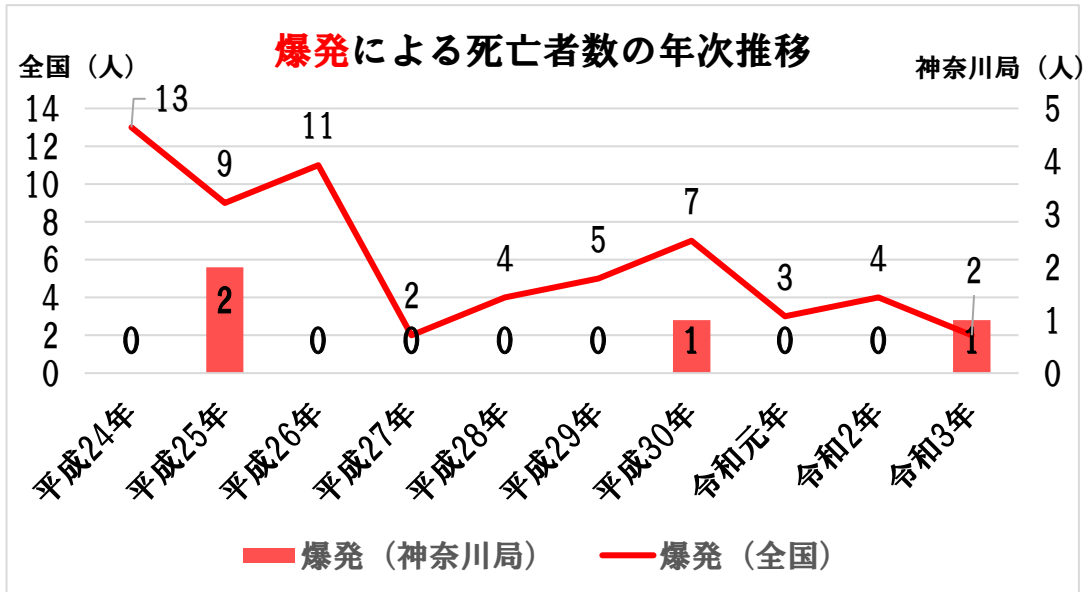
神奈川労働局管内の火災による死傷者数は、平成30年及び令和3年の2回、発生ゼロを達成しました。



1 - 2. 爆発に係る労働災害の過去10年間の推移

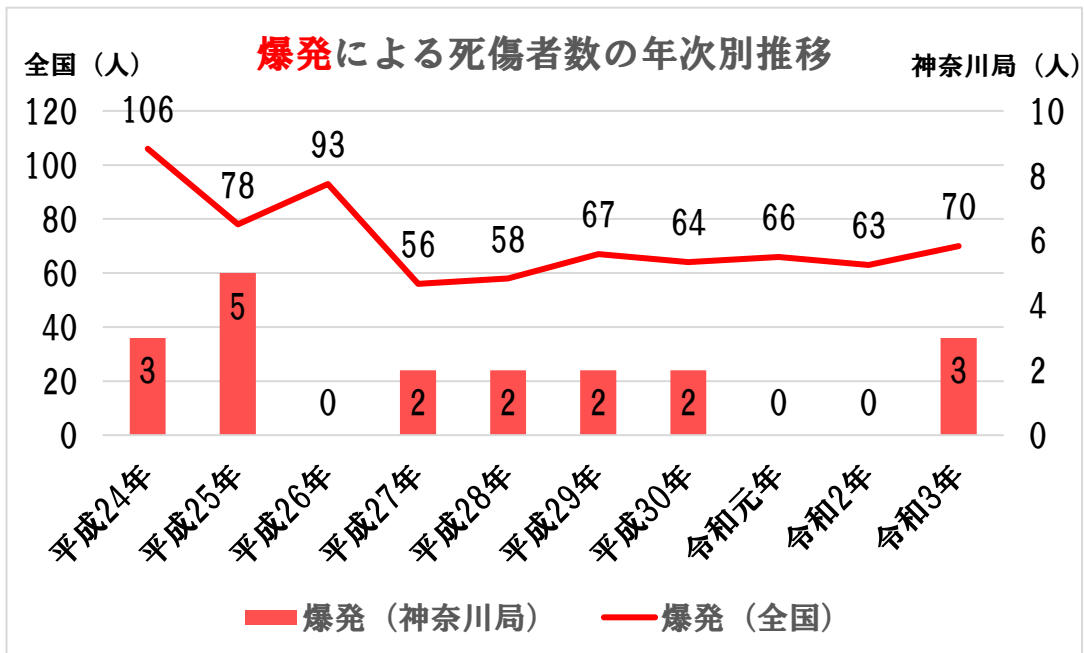
全国の爆発による死亡者数は、平成24年の13人をピークとして増減を繰り返しながらも減少の傾向にあります。

神奈川県労働局管内の爆発による死亡者数は、平成25年に2人、平成30年に1人、令和3年に1人のこれまで4件となっています。



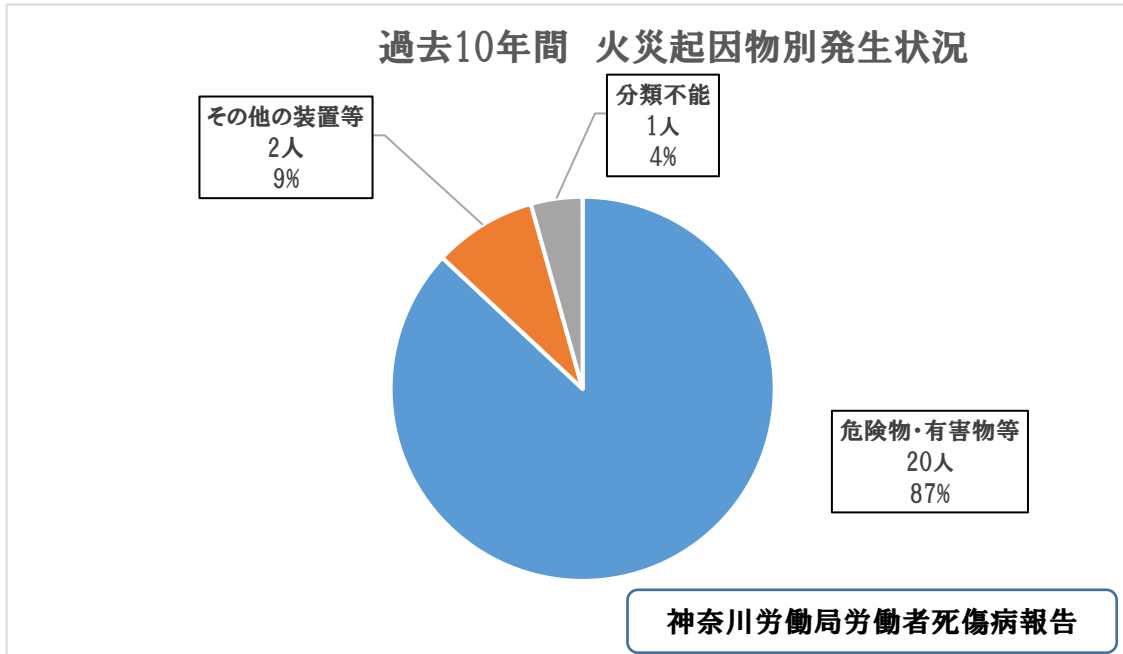
全国の爆発による死傷者数について、平成24年に106人となりましたが、その後、平成27年に56人まで減少し、平成28年以降は微増にて推移しています。

神奈川県労働局管内の爆発による死傷者数は、平成24年に4人、平成25年には5人と増加したものの、それ以降はほぼ横ばいの状況で推移しています。

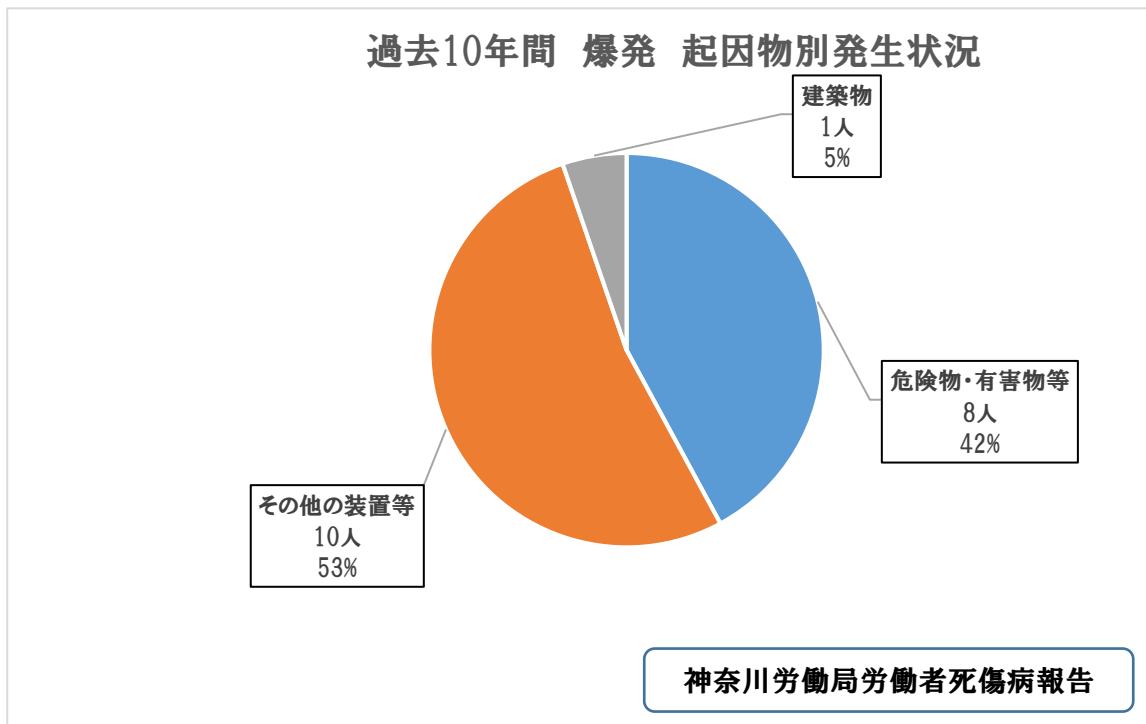


2. 火災・爆発 起因物別災害発生状況

火災の起因物は、危険物の火災においては危険物とし、危険物以外の場合は火源となったものを起因物に分類します。過去10年間の発生状況を見ると、危険物・有害物等によるものが多く、これらを取扱うリスクが著しく低く見積もられていることが伺われます。「その他の装置等」には、アーク溶接機、乾燥設備があげられます。

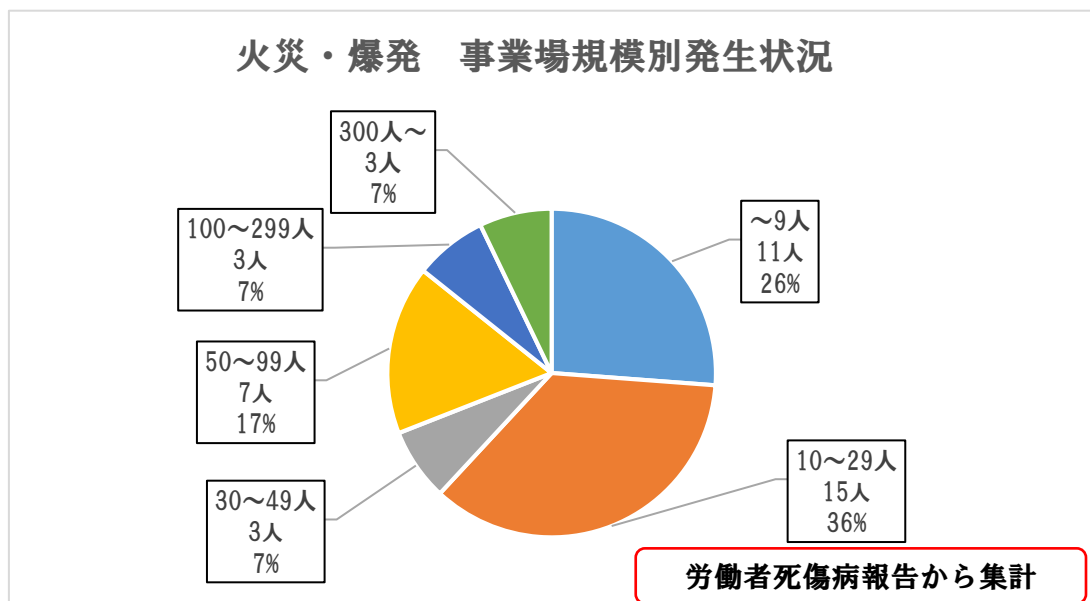


爆発の起因物は、容器、装置の内部で爆発した場合は、容器・装置等に分類し、容器・装置等から内容物を取り出され又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合は、当該物質へ分類します。一般的に、ガスパレー缶取り扱い中の爆発は、危険物・有害物等へ分類されます。過去10年間の発生状況を見ると「その他の装置等」を起因物とするものが、やや多い傾向にありました。「その他の装置等」としては、乾燥設備、集塵装置、化学設備、炉・窯で、複数件の労働災害が発生しました。



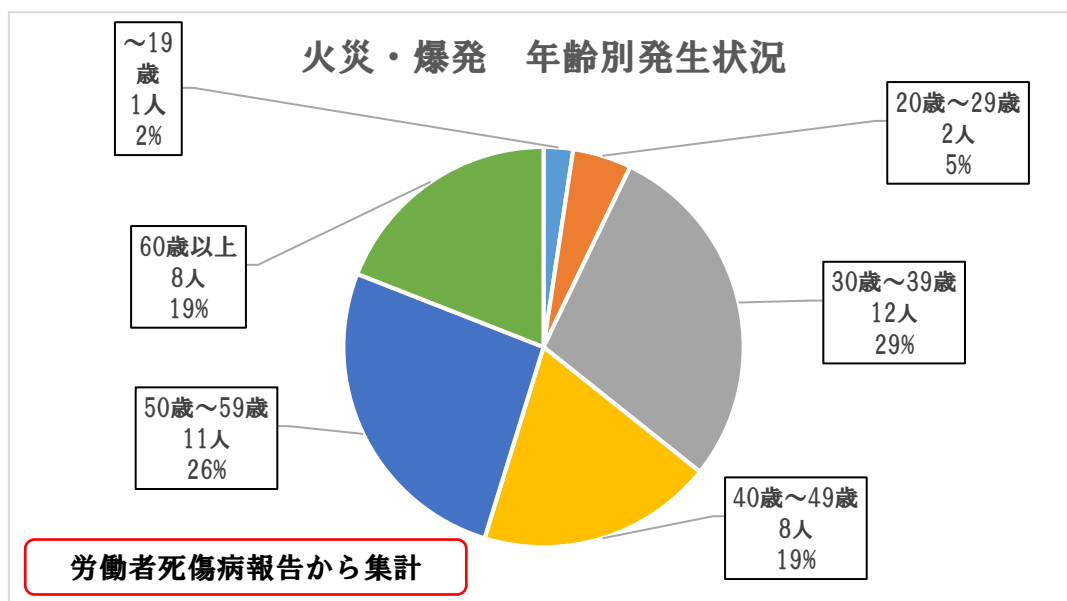
3. 火災・爆発 事業場規模別発生状況

過去10年間の火災・爆発における事業場規模別の発生状況は、50名未満の事業場が7割を占めており、事業場における安全衛生活動等の状況が、発生状況に影響を与えていることが伺われます。



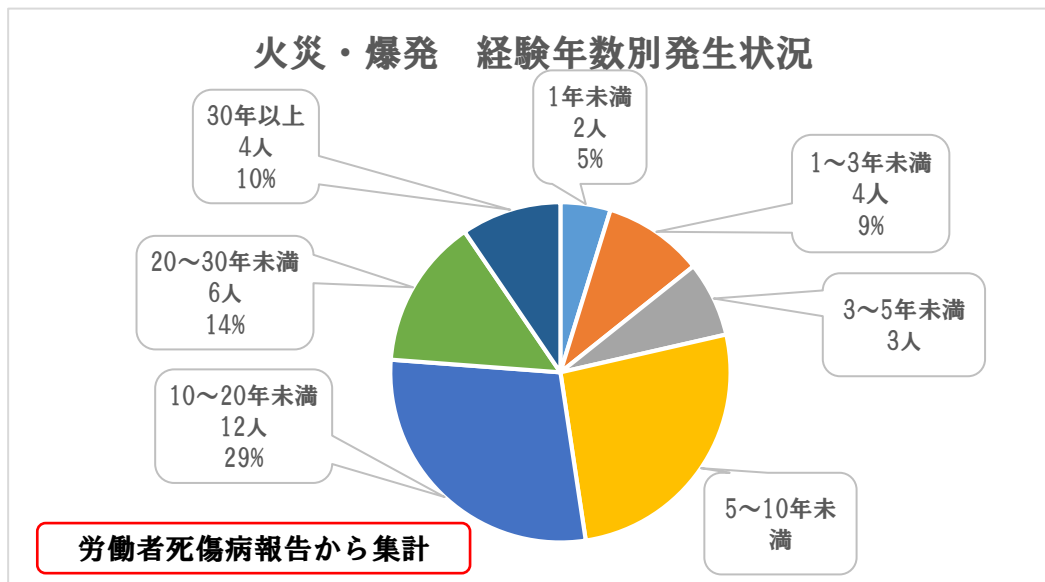
4. 火災・爆発 年齢層別発生状況

過去10年間の火災・爆発における年齢層別の死傷者数の状況を見ると、50歳~59歳で13人及び30歳~39歳で13人（29%）と最も多く発生しています。また、全体の約5割を高年齢労働者となる50歳以上が占める状況となっています。



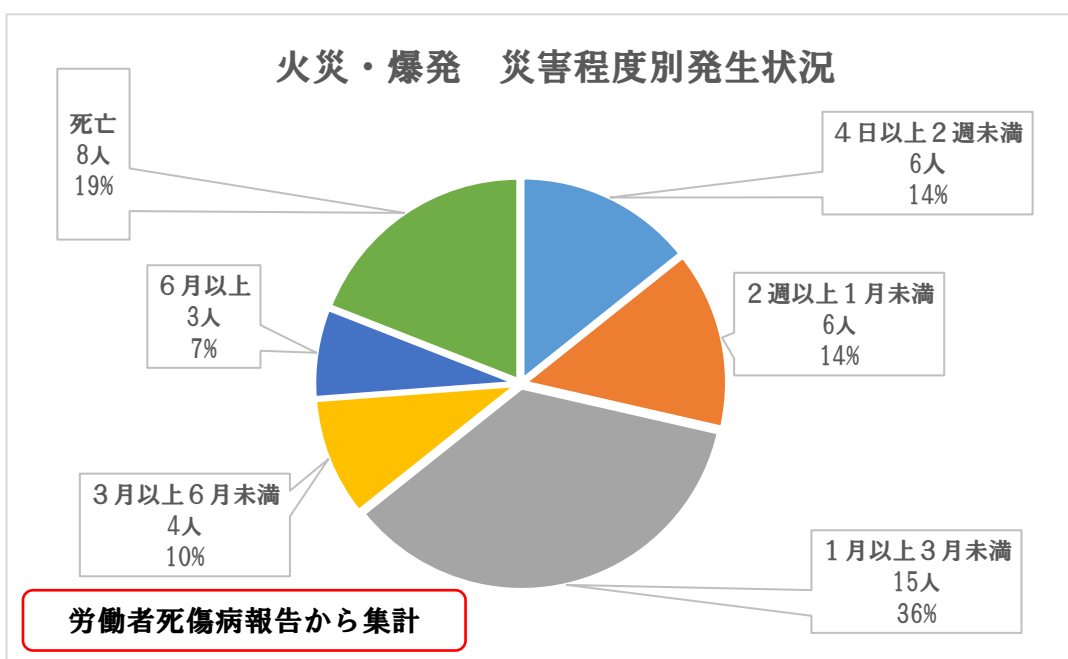
5. 火災・爆発 経験年数別発生状況

大きな傾向として、ある程度の経験を積んだ労働者による労働災害が多発しています。労働災害の原因には、技能や知識の不足も関与しますが、経験を積み重ねたことによる慣れも、大きいことが伺われます。



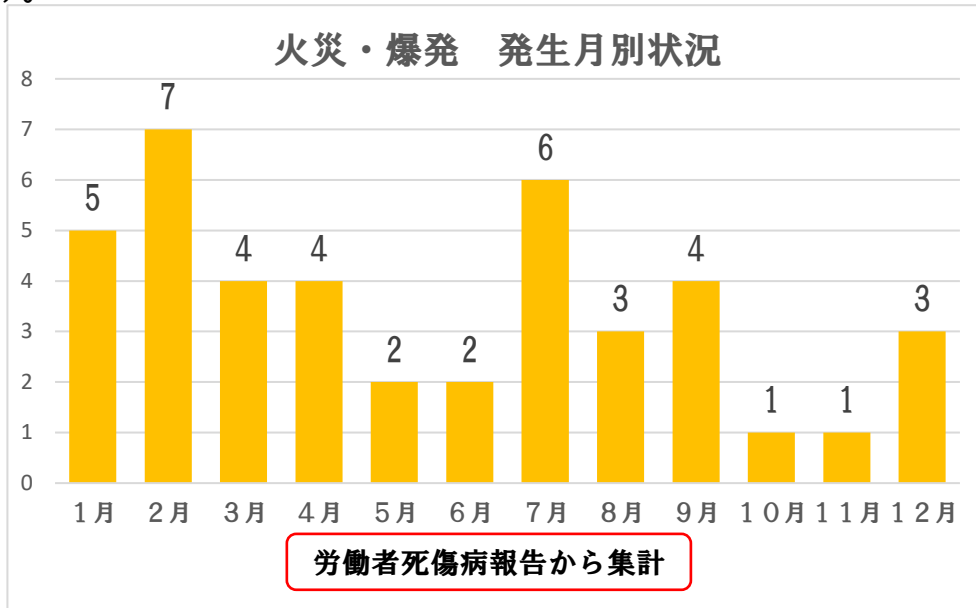
6. 火災・爆発 災害程度別発生状況

過去10年間に発生した死亡災害は、火災が3件、爆発が4件で、それぞれ全体に占める割合は13%、21%になります。単年の数値ですが、比較的重篤災害となりやすい「墜落、転落」、「交通事故（道路）」による労働災害でも、死亡災害が占める割合は令和3年ではそれぞれ1%、2%となっています。絶対な発生件数こそ低いものの、一度発生させてしまうと、きわめて重篤な災害となるおそれの高いことが分かります。



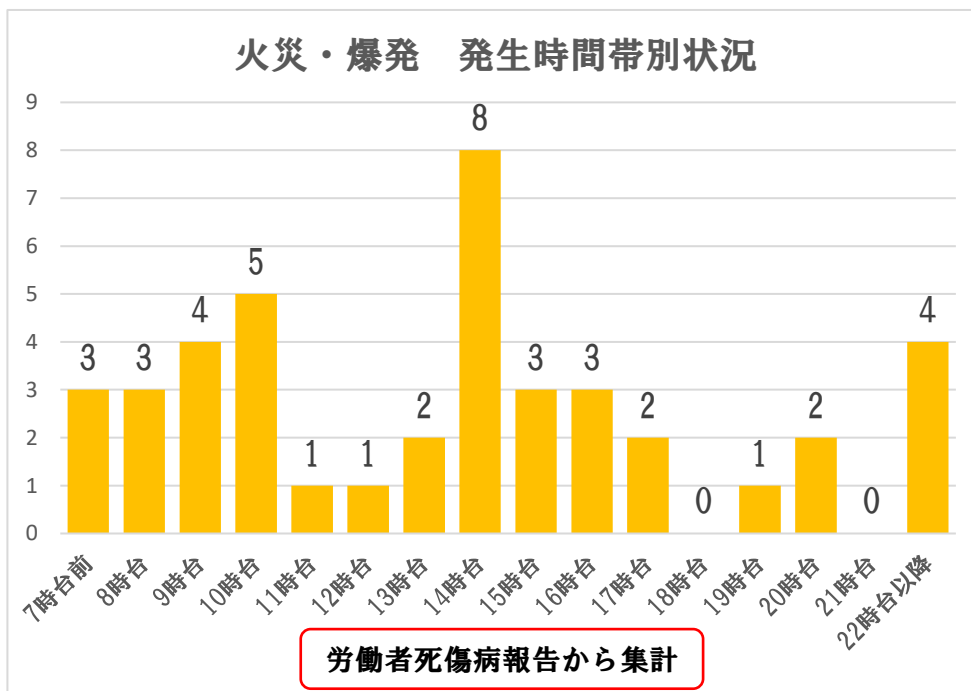
7. 過去10年間火災・爆発発生月別状況

過去10年間の火災・爆発における発生月別の状況を見ると、2月に7人と最も多く発生しています。続いて、7月6人、1月及び9月が5人、3月及び4月が4人となっています。



8. 過去10年間火災・爆発発生時間別災害発生状況

過去10年間の火災・爆発における発生時間別の状況を見ると、14時台に9人と最も多く発生しています。続いて、10時台5人、9時台と16時台及び22時代以降で4人となっています。



9. 火災・爆発時の作業状況（簡略版）

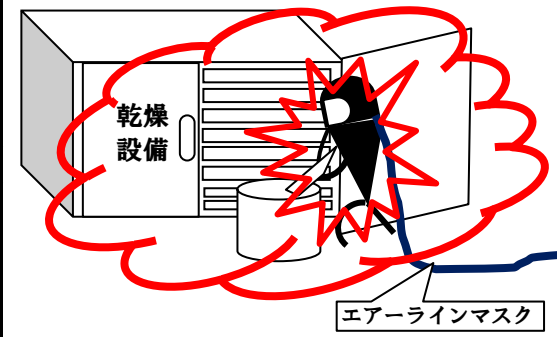

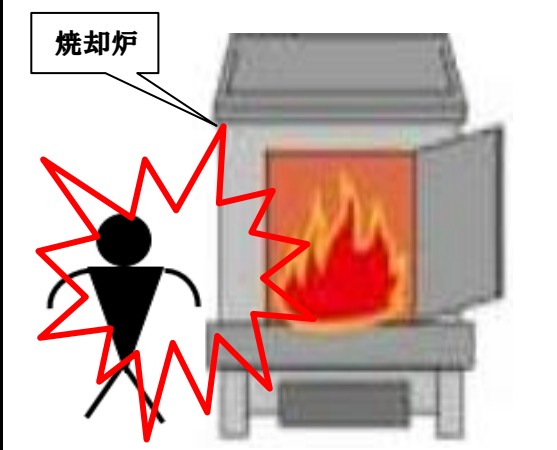

爆発時の作業状況	
製造業	
<ul style="list-style-type: none"> ・集塵機作業中 ・乾燥設備内部乾燥作業中 ・製品材料の計量及び袋詰め作業中 ・車両整備完了後のパーツクリーナー（スプレー缶式）にて洗浄作業中 ・原料をタンク内へ投入作業中 ・スプレー式塗料使用後の溶接作業中 	
建設業	
<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物分別等作業中 	
運輸交通業	
<ul style="list-style-type: none"> ・スプレー缶内ガス抜き作業中 	
貨物取扱業	
<ul style="list-style-type: none"> ・サイロ下口内付着物除去作業中 	
商業	
<ul style="list-style-type: none"> ・酸素ボンベ切断作業中 ・殺虫剤容器内ガス抜き作業中 ・自動車のフェールポンプの作動確認作業中 ・スプレー式剥がし液使用しシュレッダー紙詰まり除去作業中 ・小型乾燥設備での加熱実験作業中 	
接客娯楽業	
<ul style="list-style-type: none"> ・厨房内調理作業中 	
清掃・と蓄業	
<ul style="list-style-type: none"> ・焼却炉へ廃棄物投入作業中 ・焼却灰押出装置の排出シュート部点検口の乾燥焼却灰への散水作業中 	
その他の事業	
<ul style="list-style-type: none"> ・燃料ガス圧縮機バルブ内異物点検作業中 ・その他 	

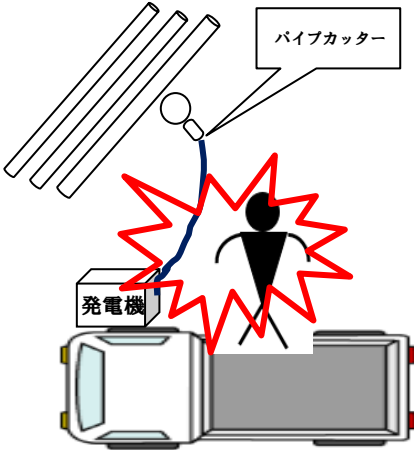

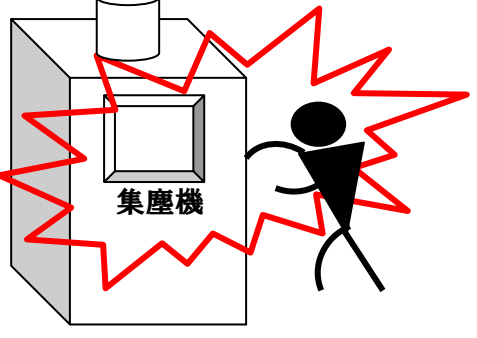
火災時の作業状況	
製造業	
<ul style="list-style-type: none"> ・工場内でモーターバイク整備作業中 ・実験室内で小麦粉を乾燥機投入しての実験作業中 ・暖を取るためシンナーを火種に投入中 ・ラッカーシンナーにて塗膜ふき取り作業中 ・ラッカーシンナーにて塗膜ふき取り作業中 ・車両塗装作業中 ・船体の昇降設備用手すり取付作業中 ・溶接作業中 ・乾燥設備から染料（危険物第5類）乾燥した物を取り出し作業中 ・商品トラックギアの表面処理前の洗浄作業中 ・その他 	
建設業	
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨切断作業中 ・配管の撤去作業中 ・寮にいたが、無人の倉庫で発生した火災 ・発電機の燃料給油作業中 ・鉄骨切断作業中 	
農林業	
<ul style="list-style-type: none"> ・植木剪定作業の休憩中 	
商業	
<ul style="list-style-type: none"> ・室内机上での清算作業中 ・給油施設内ガソリン取扱作業中 ・車両タンクからガソリン抜き取り作業中 	
保健衛生業	
<ul style="list-style-type: none"> ・夜勤中（施設利用者の寝室より出火） 	
接客娯楽業	
<ul style="list-style-type: none"> ・エアスプレーによる紙幣計数機清掃作業中 	
清掃・と蓄業	
<ul style="list-style-type: none"> ・プレス機内へアルミ缶投入作業中 ・エアゾール缶のガス抜き作業中 	

**神奈川県労働局管内
火災・爆発に係る
労働災害の概要
平成24年～令和3年
過去10年間の状況**

平成24年 火災・爆発の概要

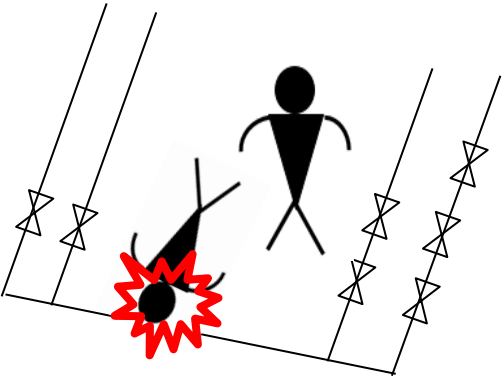
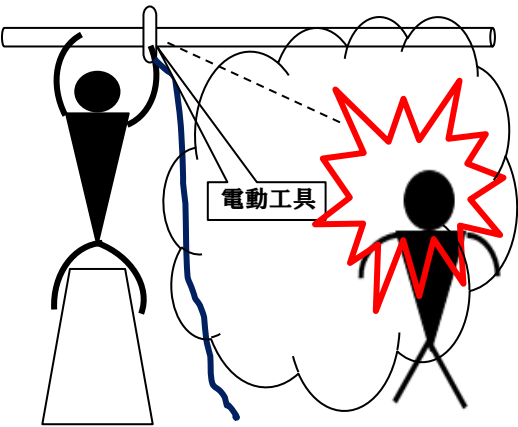
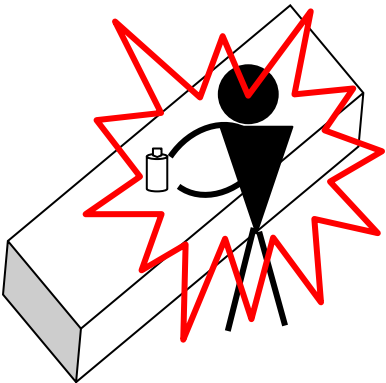
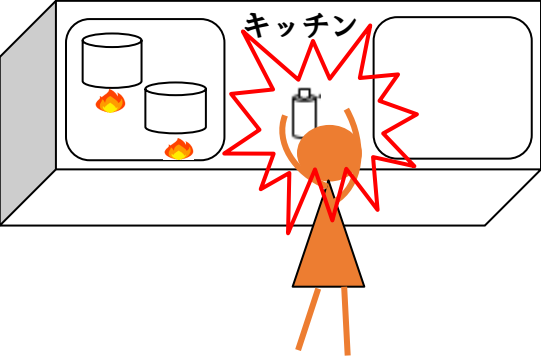
神奈川県労働局
確定版

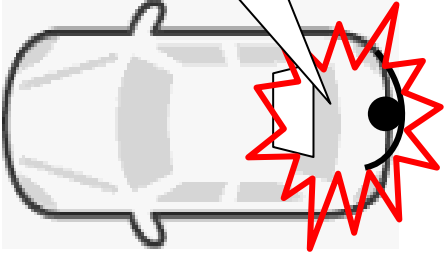
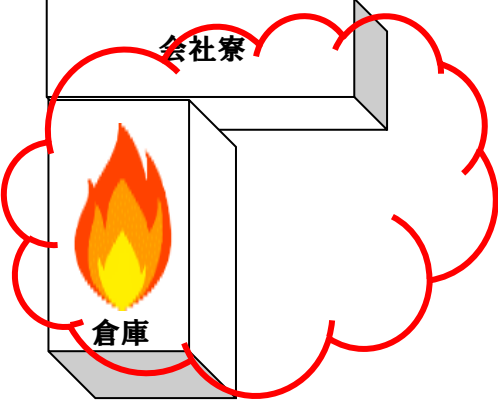
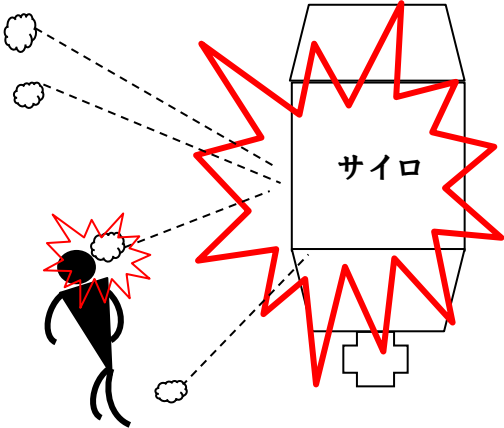
番号	発生月 発生時刻 死亡・休業	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 10時頃 死亡	無機・有機化学 工業製品製造業 20人～29人 30歳～39歳	危険物・有害物等 火災	
	発生概要			
2	7月 14時頃 休業	その他の産業廃 棄物処理業 20人～29人 50歳～59歳	危険物・有害物等 火災	
	発生概要			
3	7月 15時頃 休業	産業廃棄物処理 業 10人～19人 60歳～69歳	その他の装置等 爆発	
	発生概要			
4	8月 16時頃 休業	その他の卸売業 10人～19人 30歳～39歳	その他の装置等 爆発	
	発生概要			

5	8月 14時頃 休業	木造家屋 建築工事業 1人～9人 40歳～49歳	危険物・有害物等 火災	
	発生概要			
<p>被災者は、新築工事現場において発電機の燃料が切れたことから給油しようとしたところ引火し、その火が体に燃え移ったことで全身火傷を負った。</p>				
6	9月 8時頃 休業	めっき業 10人～19人 70歳～79歳	危険物・有害物等 火災	
	発生概要			
<p>被災者は、工場内において商品トラックギアの表面処理前の洗浄を行うため、洗浄液をヒーター前に置いて洗浄作業を行っていたところ、洗浄液が引火し、その火が体に燃え移ったことで全身火傷を負った。</p>				
7	9月 16時頃 休業	その他の 金属製品製造業 100人～199人 30歳～39歳	その他の装置等 爆発	
	発生概要			
<p>被災者は、工場内において集塵機を使用していたところ、集塵機が爆発し火傷を負った。</p>				

平成25年 火災・爆発の概要


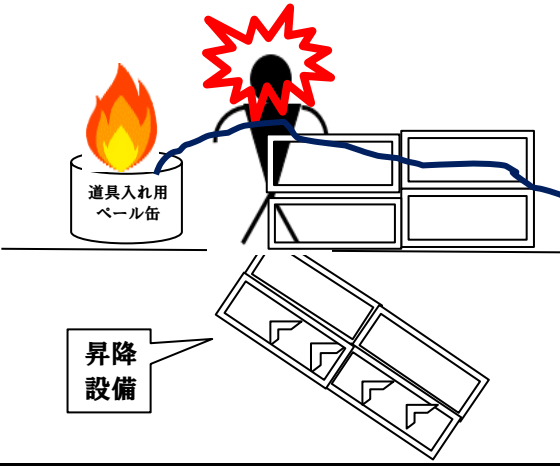
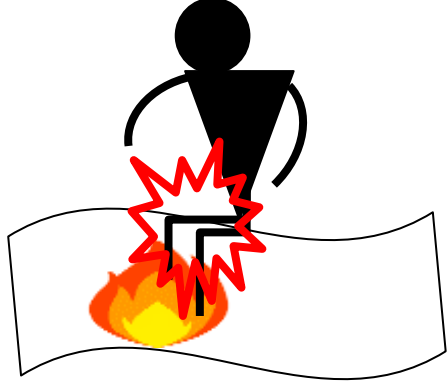
神奈川県労働局
確定版

番号	発生月 発生時刻 死亡・休業	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 14時頃 死亡	派遣業 1000人～ 50歳～59歳	その他の装置等 爆発	
	発生概要			
2	2月 14時頃 休業	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋 1人～9人 60歳～69歳	危険物・有害物等 火災	
	発生概要			
3	3月 20時頃 休業	その他の小売業 100人～199人 ～19歳	危険物・有害物等 爆発	
	発生概要			
4	3月 16時頃 休業	鉄道・軌道業 200人～299人 50歳～59歳	危険物・有害物等 爆発	
	発生概要			

5	3月 14時頃 休業	自動車小売業 50人～59人 40歳～49歳	危険物・有害物等 爆発	<p>トランクを開けた状態</p> 
	発生概要			<p>被災者は、整備工場において自動車のフェールポンプの作動確認のため、ガソリントankから燃料を抜き取った際、揮発した燃料のガスがトランクルームへ広がったことで、ポンプリレーの接続部の電気火花により爆発したことで、火傷を負った。</p>
6	7月 20時頃 死亡	その他の建設業 70人～79人 50歳～59歳	危険物・有害物等 火災	
	発生概要			<p>被災者は、資機材倉庫に隣接した寮にいたが、無人の倉庫で発生した火災の影響により、死亡した。</p>
7	11月 13時頃 死亡	陸上貨物取扱業 20人～29人 50歳～59歳	建築物、構築物 爆発	
	発生概要			<p>被災者は、サイロ下口内に詰まった付着物を除去していたが、サイロ内部から異臭がするとともに煙が発生したので退避後、サイロが爆発したことにより、コンクリート片が飛散し、飛んできたコンクリート片の塊が当たり、死亡した。</p>

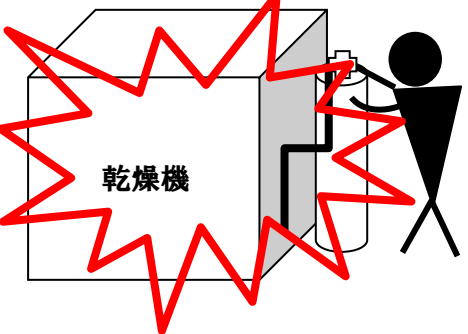
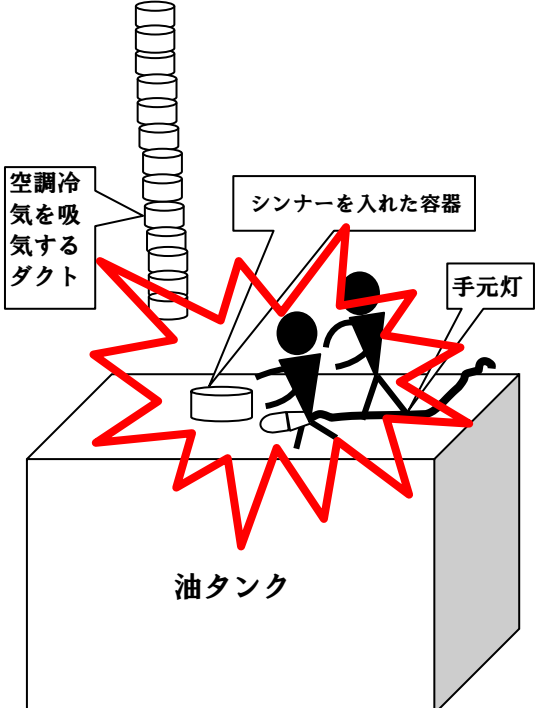

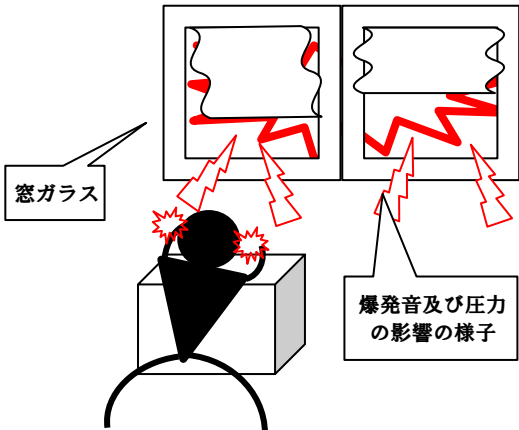
平成26年 火災・爆発の概要

神奈川県労働局
確定版

番号	発生月 発生時刻 死亡・休業	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	6月 11時頃 休業	産業廃棄物 処理業 1人～9人 60歳～69歳	危険物・有害物等 火災	 <p>発生概要</p> <p>被災者は、工場内においてアルミ缶をプレス機に入れる作業をしていたところ、プレス機内で突然爆発が発生したことにより、火傷を負った。</p>
	発生概要			
2	8月 17時頃 休業	自動車整備業 20人～29人 20歳～29歳	危険物・有害物等 火災	 <p>発生概要</p> <p>被災者は、工場内において塗装作業をしていたところ、床にこぼれたシンナーが近くにあったワイドヒーターの熱の影響により引火したことから、火を消そうとした際に火傷を負った。</p>
	発生概要			
3	9月 9時頃 休業	造船業 1人～9人 30歳～37歳	危険物・有害物等 火災	 <p>発生概要</p> <p>被災者は、建造中船体の昇降設備用手すり取付作業中において、ガス切断機が20Lオイル空缶に落下した際、ガス切断機バルブが緩んでプロパンガスが空缶に漏洩していたが、わからずにガス切断機を使用して切り合わせ作業をしたときに、発生した火花が空き缶内に入って引火し、火傷を負った。</p>
	発生概要			
4	12月 13時頃 休業	その他の金属製品製造業 30人～39人 40歳～49歳	その他の装置等 火災	 <p>発生概要</p> <p>被災者は、溶接作業中において、背面にあった埃除けとして被せ置いていた鋼板梱包用紙に溶接の火花が飛んだことにより燃えたので、踏み消そうとしたが、作業服及び靴底に浸み込んで付着していた油に燃え移ったことで火傷を負った。</p>
	発生概要			


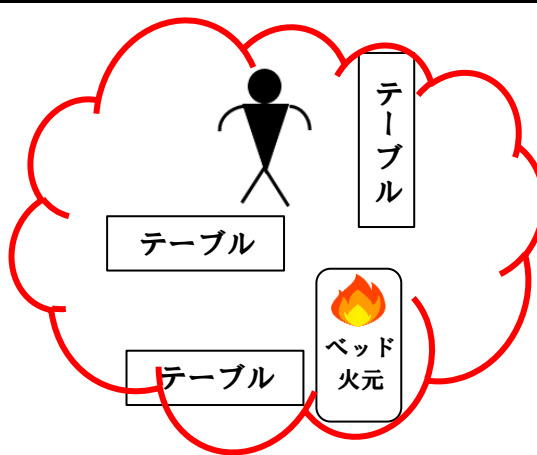

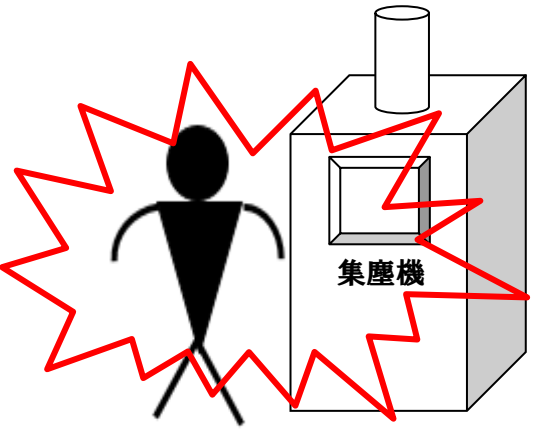
平成27年 火災・爆発の概要

神奈川県労働局
確定版

番号	発生月 発生時刻 死亡・休業	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	4月 15時頃 休業	機械器具製造業 10人～19人 70歳～79歳	その他の装置等 爆発	 <p>乾燥機</p>
	発生概要			被災者は、乾燥設備内のバーナーにプロパンガスを送り、内部を乾燥させようとしたところ、突然漏れたガスが爆発し、火傷を負った。
2	7月 10時頃 休業	重電機製造業 20人～29人 30歳～37歳	危険物・有害物等 火災	 <p>空調冷気を吸気するダクト</p> <p>シンナーを入れた容器</p> <p>手元灯</p> <p>油タンク</p>
	発生概要			被災者は、タンク内の塗膜剥離作業を完了し作業状況を確認していたところ、一部に塗膜が残っていたことから、ラッカーシンナーにて拭き取っていた際に、手元灯を床に置いた瞬間に気化した可燃性ガスに引火して、火傷を負った。
3	7月 10時頃 休業	重電機製造業 20人～29人 30歳～37歳	危険物・有害物等 火災	 <p>油タンク</p>
	発生概要			同上
4	9月 23時頃 休業	その他の事業 1000人～ 50歳～59歳	その他の装置等 爆発	 <p>窓ガラス</p> <p>爆発音及び圧力の影響の様子</p>
	発生概要			被災者は、夜間勤務中休憩室へ行った際、何か焼けるにおいと煙が発生したため、直ぐに換気しようと窓を開け、煙の発生源を探していたところ、建物外で爆発が発生し、その爆発音及び圧力の影響により、耳に音響外傷を負った。

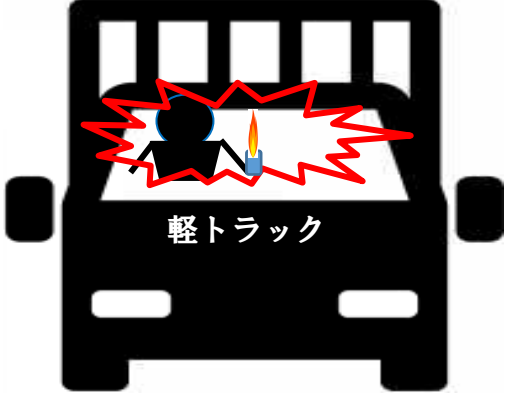
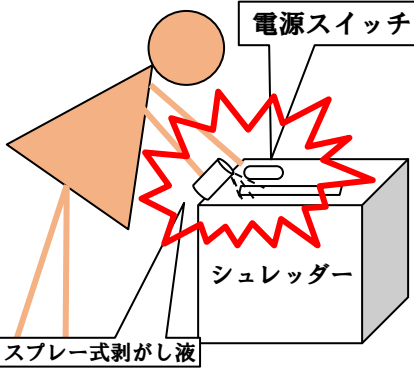
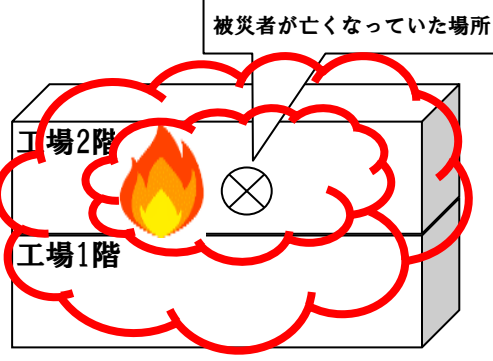
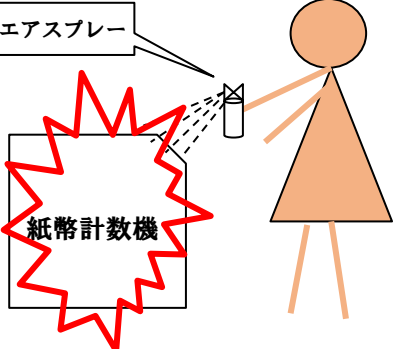
平成28年 火災・爆発の概要

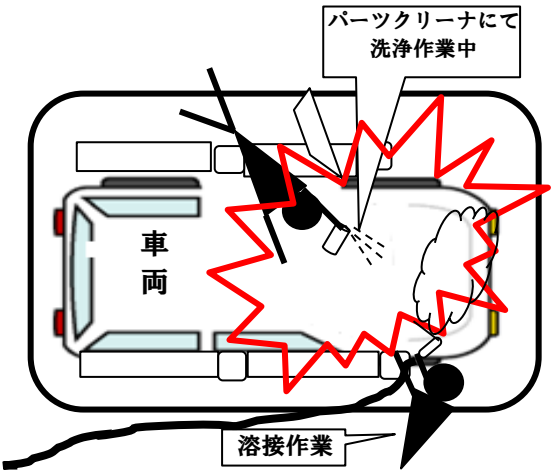
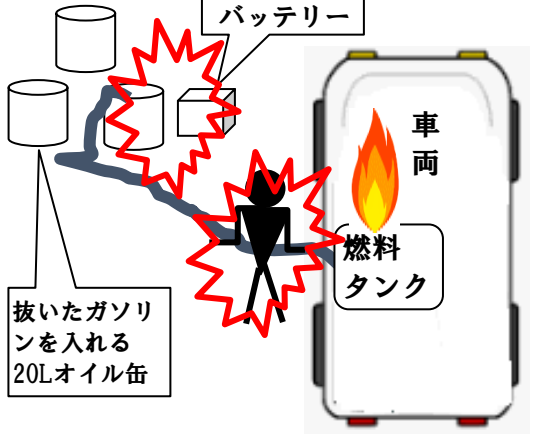
神奈川県労働局
確定版

番号	発生月 発生時刻 死亡・休業	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 8時頃 休業	金属プレス製品 製造業 1人～9人 40歳～49歳	危険物・有害物等 火災	
	発生概要			被災者は、暖を取るため使用済み一斗缶を暖炉として使用していたが、火力を増すためにシンナーが入った一斗缶を脇に抱えて、種火状態にかけたところ、火が勢いよく引火したことで上半身前部に火傷を負った。
2	4月 1時頃 休業	社会福祉施設 1人～9人 60歳～69歳	分類不能 火災	
	発生概要			被災者は、施設利用者のトイレ誘導等を行い、業務記録をつけようとしたところ、別の部屋から煙が出ていたため、消火しようとしたが火と煙の勢いが強くなったことで施設内に取り残されたことで火傷及び気道熱傷を負った。
3	4月 17時頃 休業	産業廃棄物 処理業 70人～74人 55歳～59歳	その他の装置等 爆発	
	発生概要			被災者は、焼却灰押出装置の排出シュート部点検口において、乾燥した焼却灰に散水していたところ、水を掛けたときに発生した可燃性ガス(水素と思われる)が爆発したことで、噴き出した爆風により火傷を負った。
4	5月 10時頃 休業	その他の金属製 品製造業 50人～59人 30歳～34歳	その他の装置等 爆発	
	発生概要			被災者は、工場内において製品材料を計量して袋詰め作業をしていたところ、付近に設置されていた集塵機から爆風及び火災が突然発生したことで、それにより火傷を負った。

平成29年 火災・爆発の概要

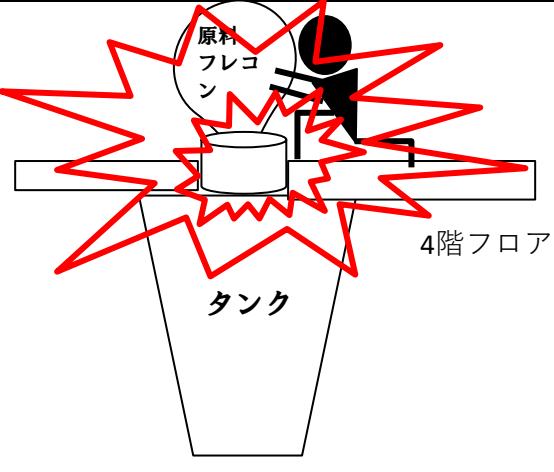
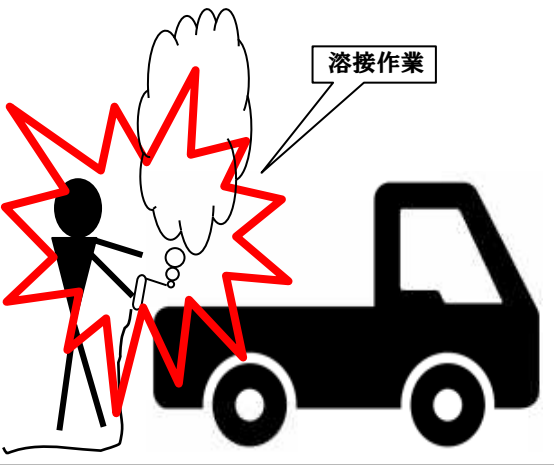
神奈川県労働局
確定版

番号	発生月 発生時刻 死亡・休業	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 9時頃 休業	農業 (造園業) 1人～9人 45歳～49歳	危険物・有害物等 火災	 <p>軽トラック</p>
	発生概要			
2	2月 9時頃 休業	各種商品小売業 500人～599人 40歳～44歳	危険物・有害物等 爆発	 <p>電源スイッチ シュレッダー スプレー式剥がし液</p>
	発生概要			
3	2月 6時頃 死亡	プラスチック製品 製造業 1人～9人 75歳～79歳	危険物・有害物等 火災	 <p>工場2階 工場1階 被災者が亡くなっていた場所</p>
	発生概要			
4	3月 22時頃 休業	その他の 接客娯楽業 40人～49人 40歳～44歳	危険物・有害物等 火災	 <p>エアスプレー 紙幣計数機</p>
	発生概要			

5	4月 14時頃 休業	自動車整備業 40人～49人 35歳～39歳	危険物・有害物等 爆発	
	発生概要			
<p>被災者は、整備完了後にこぼれたオイルをパーツクリーナーにて洗浄していたところ、車両反対側にいた別の作業者が、車両蓋剥がれの修復のため溶接作業をしていた火花(推定)がパーツクリーナーのガスに引火したことで火傷を負った。</p>				
6	7月 19時頃 休業	自動車小売業 10人～19人 35歳～39歳	危険物・有害物等 火災	
	発生概要			
<p>被災者は、工場内において車両タンクからガソリンを抜き取る作業をしていたところ、燃料を抜くため電動機の動力源としてバッテリーにつないでいた配線が外れた際に、火花が飛んだことで気化したガソリンに引火して火傷を負った。</p>				

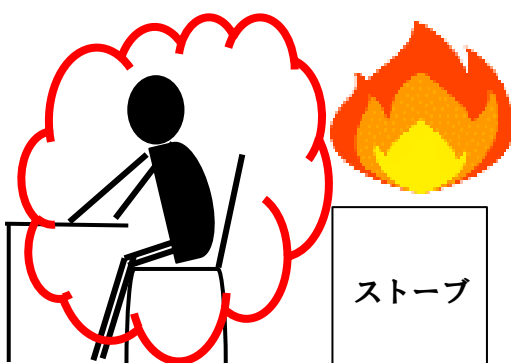
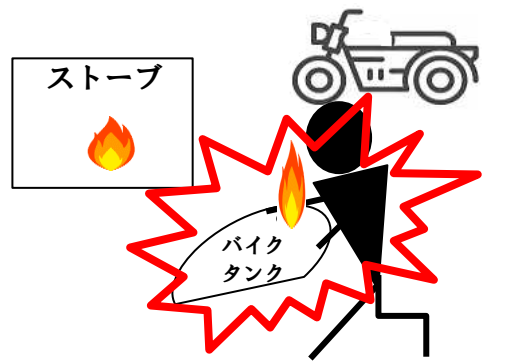
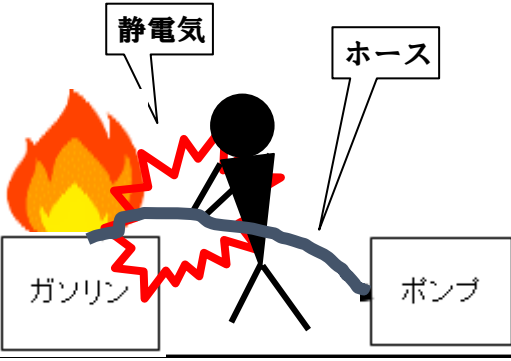
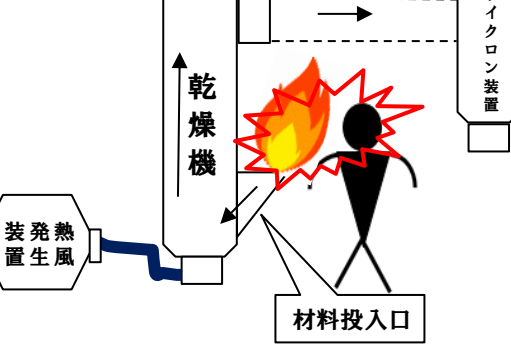
平成30年 火災・爆発の概要

神奈川県労働局
確定版

番号	発生月 発生時刻 死亡・休業	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	略図
1	2月 9時頃 死亡	その他の 化学工業 1人～9人 35歳～39歳	その他の装置等 爆発	
	発生概要			
被災者は、建屋4階まで他の作業員1名と原料10袋を上げた後、原料をタンク内へ投入していたところ、投入直後に爆発が起こり、全身に火傷を負ったことにより死亡した。				
2	2月 10時頃 休業	自動車整備業 1人～9人 55歳～59歳	危険物・有害物等 爆発	
	発生概要			
被災者は、トラック荷台あおりの部品取り付け作業中、あおりくぼみ部分にスプレー式塗料により塗装後、乾かない段階からくぼみ部分の下部背板を取り付けのため溶接作業をしたことにより、溜まっていた有機ガスに引火して爆発し、吹き飛ばされ負傷した。				

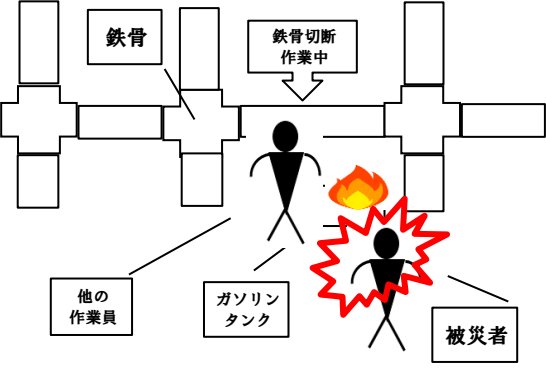
平成31年・令和元年 火災・爆発の概要

神奈川県労働局
確定版

番号	発生月 発生時刻 死亡・休業	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	略図
1	1月 6時頃 休業	新聞販売業 10人～29人 80歳～85歳	危険物・有害物等 火災	 <p>ストーブ</p>
2	2月 16時頃 休業	機械修理業 1人～9人 60歳～64歳	危険物・有害物等 火災	 <p>ストーブ</p> <p>バイクタンク</p>
4	12月 14時頃 休業	その他の小売業 50人～59人 55歳～59歳	危険物・有害物等 火災	 <p>静電気</p> <p>ホース</p> <p>ガソリン</p> <p>ポンプ</p>
5	12月 13時頃 休業	機械器具製造業 70人～79人 35歳～39歳	その他の装置等 火災	 <p>サイクロン装置</p> <p>乾燥機</p> <p>装発熱置生風</p> <p>材料投入口</p>

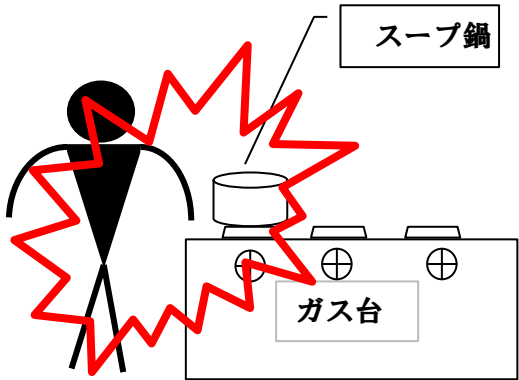


令和2年 火災・爆発の概要

神奈川県労働局
確定版

番号	発生月 発生時刻 死亡・休業	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	略図
1	1月 15時頃 休業	その他の 建築工事業 10人～29人 20歳～24歳	危険物・有害物等 火災	
発生概要				
被災者は、他の作業員が鉄骨切断作業中に発生した火花が近くにあってガソリンに飛んで引火したことにより、付近にいたことで火傷を負った。				

令和3年 火災・爆発の概要

神奈川県労働局
確定版

番号	発生月 発生時刻 死亡・休業	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	略図
1	5月 8時頃 休業	一般飲食店 10人～29人 40歳～44歳	危険物・有害物等 爆発	
発生概要				
被災者は、厨房内で調理をしていたところ、スープが吹きこぼれて火が消えたが、ガスが放出され続けていたことに気づかず、再び着火した時に充填しているガスに引火して爆発し負傷した。				
2	6月 14時頃 休業	木造家屋 建築工事業 10人～29人 55歳～59歳	危険物・有害物等 爆発	
発生概要				
被災者は、産業廃棄物の分別等の作業の際、ドラム缶内に入っていた産業廃棄物に火をつけて燃やしたところ、缶内から異音が生じたので覗き込んだ時に廃棄物が爆発して顔を負傷した。				
3	10月 13時頃 死亡	卸売業 50人～99人 65歳～69歳	その他の装置等 爆発	
発生概要				
提携先企業に出張して実験中、炉内で加熱中の実験材料が爆発した勢いで炉の扉が開き、炉の前に置いた机に激突し、その机が計測中であった被災者に激突して死亡した。				